



## JBS Newsletter

### オランダ税務・法務アップデート

オランダにおける 2013 年度予算案等、主な税制改正案及び法規改正について概要をまとめました。

#### 1. 法人税

2012 年 6 月 4 日、オランダ財務省は 2013 年度税制改正案を発表しました。

法人税に関し、借入金の支払利息控除規定に一部変更が提案されており、1 百万 ユーロ以上の支払利息を損金算入している場合等、留意が必要となります。

本予算案は、国会による審議の後、修正案(あれば)を経て、2013 年 1 月 1 日より施行予定とされています。

#### 2. VAT

オランダ付加価値税(VAT)に関し、以下の改正が予定・提案されています。

##### (1) コンピューターチップ及び携帯電話に関する扱いの変更

オランダ財務省は、2012 年 6 月 1 日より新たに「リバースチャージ」の対象となる、コンピューターチップ及び携帯電話関連商品に関するリストを公表しました。

本改正が適用される取引(インボイス額が 1 万ユーロ超)に従事している場合、請求書の記載方法や、VAT の申告方法に変更が生じるため留意が必要となります。



## (2) コミッショナーの登録義務

コミッショナーとは、会社において独立した立場から監督的役割を果たす者を指します。

全てのコミッショナーについて、報酬を受け取る場合には、オランダ税務当局における VAT 登録が義務付けられ、VAT 管理及び申告の義務が発生します（これまで同ポストを4件以上有する者のみが対象）。

なお、現時点では命令(Decree)の最終版は未発行となっています。

## (3) VAT 税率の引き上げ

オランダ政府予算案において、VAT 標準税率の19%から21%の引き上げが提案されています。

2012年10月1日以降適用予定のところ、経過措置が同時に提案されています。

商品価格への影響、及び、各種書類・システム等の調整に留意の必要があります。

## 3. エネルギー税

オランダ予算案において、天然ガスに対するエネルギー税の増税(最大36%)が提案されています(下表参照)。

天然ガス (m <sup>3</sup> )	2012年税額 (セント)	2013年改正案 (セント)	増減額 (セント)	増減率 (%)
5,000未満	16.67	18.22	1.55	9.3
5,000-170,000	16.43	18.22	3.79	26.3
170,000-1百万	4.00	4.30	0.30	7.5
1百万-1千万	1.27	1.57	0.30	23.6
1千万超 (事業)	0.83	1.13	0.30	36.1
1千万超 (個人)	1.19	1.13	-0.06	-5.5

## 4. 賃金税・個人所得税

### (1) 交通費への課税

2013年1月1日より、通勤費支給は交通手段の如何を問わず課税対象とされることが提案されています。

### (2) 高額所得者への一時課税

オランダ予算案において、2012年度の年間課税対象所得額が15万ユーロを超える場合、16%の追加的賃金税の徴収が提案されています。

尚、同措置は一年限りの時限立法として提案されています。課税対象金額の算出等詳細は、今後公表予定となっております。

### (3) 高額退職金(解雇一時金)への課税

解雇一時金(2013年度は531000ユーロ超)を支払う場合の適用税率が75%へと増税されることが提案されています(現行30%)。

## 5. 非公開有限責任会社(BV)に関する変更

非公開有限責任会社(BV)に関する法案が上院を通過し、2012年10月1日より施行予定となります。

これにより、BV設立の簡素化やさらなる経営の柔軟性が期待されます。

主な改定点は以下のとおりです。

- ・最低資本金(現行18,000ユーロ)が廃止され、1ユーロ以下でBV設立が可能に
- ・BVに対する現物出資に際し、出資資産に関する監査人証明書が不要に
- ・自社株買いの制限が廃止(現行は発行済資本の50%が上限)
- ・株式への議決権の付与がより柔軟に
- ・株主総会のオランダ国外での開催が可能(定款に謳う必要あり)

詳細は添付のタックスアラート(英文)をご参照ください。

#### About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 130,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information, please visit [www.ey.nl](http://www.ey.nl) or [www.ey.com](http://www.ey.com).

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

本文記事に関するご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡をいただければ幸いです。

#### Contacts for Japan Business Services, The Netherlands

富永 英樹  
Partner, JBS

+31 (0)88 4071723  
[hideki.tominaga@nl.ey.com](mailto:hideki.tominaga@nl.ey.com)

谷津 剛  
Senior Manager, JBS/TP&TESCM

+31 (0) 88 4071649  
[takeshi.yatsu@nl.ey.com](mailto:takeshi.yatsu@nl.ey.com)

Ernst & Young, Antonio Vivaldistraat 150 1083HP Amsterdam,

© Ernst & Young 2012. Published in the Netherlands All Rights Reserved.

Information in this publication is intended to provide only a general outline of the subjects covered. It should neither be regarded as comprehensive nor sufficient for making decisions, nor should it be used in place of professional advice. Ernst & Young accepts no responsibility for any loss arising from any action taken or not taken by anyone using this material.